

SOFTIC判例ゼミ2023 第2回
Z会 対 日立ソリューションズ

平29（ワ）39366号 東京地裁令和2年2月24日
令 4（ネ）2390号 東京高裁令和2年10月5日

発表者：土方 恭子，山原 和馬

※ 本資料は発表者の個人的な見解で，
所属する組織の見解ではありません。

1. 事件概要

(1) 当事者

原告：株式会社Z会（Z会）…通信教育事業者

被告：株式会社日立ソリューションズ（HISOL）…原告からシステム開発を受託

(2) 経緯

- 2012年10月頃 30年以上利用してきた基幹システムの刷新プロジェクトを始動
→a社等の提案を受け、HISOLが受注
- 2017年 1月11日 HISOLが開発した新システム（本件システム）の本番稼働を開始
- 2017年 1月13日 本件システムに障害が発生
増進会出版社、システム障害 最大10万人に影響か（2017年1月30日／日本経済新聞）
- 2017年11月21日 Z会が東京地裁に提訴
- 2022年 2月24日 東京地裁判決：HISOLに11億1,394万2,000円の賠償責任を認定
→HISOLが控訴
- 2022年10月 5日 東京高裁判決：HISOLの控訴を棄却、HISOLからの上告なく判決確定

1. 事件概要

(3) 請求の趣旨

- システム開発の専門知識を有する被告は、本件各個別契約に付随する信義則上の義務として、原告から適切に情報を収集するなどしてシステムを構築する義務を負っていたのに、これを怠った結果、原告との間で合意されていた基本的な性能要件をおよそ満たさないという致命的な問題が生じたのであるから、同義務違反を理由に本件各個別契約を全て解除し、原状回復請求権に基づき、本件各個別契約の既払契約代金合計20億2124万4400円及び平成29年12月16日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 債務不履行に基づき、損害賠償金（新システムが使用に耐えないことによって生じた実費、社内労務費増加費用及び弁護士費用等）合計7億0932万2456円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成29年12月16日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払え。
- 解除が認められないとしても、債務不履行又は不法行為（被告の債務不履行の態様には著しい悪質性が認められることなどから不法行為を構成すると主張）に基づき、損害賠償金（既払契約代金、新システムが使用に耐えないことによって生じた実費、社内労務費増加費用及び弁護士費用）合計27億3056万6856円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成29年12月16日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(4) 判決

1. 被告は、原告に対し、11億1394万2000円及びこれに対する平成29年12月16日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
2. 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
3. 訴訟費用は、これを5分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
4. この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

1. 事件概要

(5) 本件システムの開発

- ・ **フェーズ1** : Z会が新システムで実現したい事項のうち、先行リリースが可能なものとして、会員の答案の提出状況や模試の成績等に係る情報の管理機能の強化という現行システムの機能の一部をカバーするシステムを開発
- ・ **フェーズ2** : 現行システムとは別に**本件システム (bシステム)**を開発

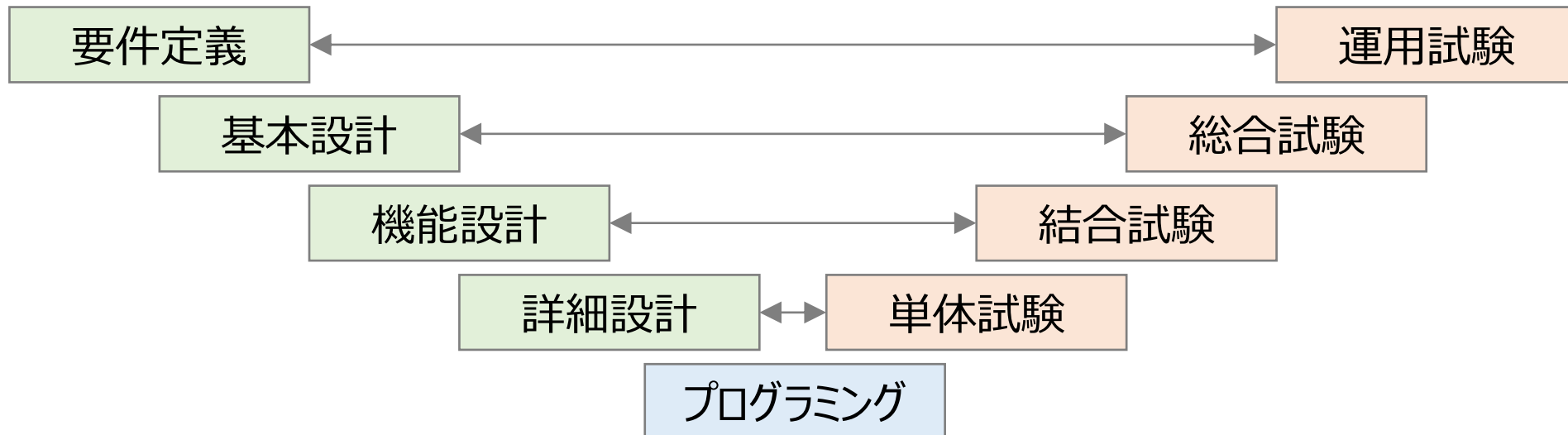
ウォーターフォール型の開発を採用

開発プロジェクトを時系列に、「要件定義」「外部設計（基本設計）」「内部設計（詳細設計）」「開発（プログラミング）」「テスト」「運用」等の作業工程（フェーズ）に分割し、これらの工程を順に遂行していく開発手法である。

原則として前工程が完了しないと次工程に進まないこととされており、基本的には、複数のフェーズの併走や、次工程に進んだ以降において、前工程に戻ることは想定されていない。

伊藤雅浩・久礼美紀子・高瀬亜富「ITビジネスの契約実務（第2版）」商事法務（2017）引用

V字モデルを前提とした開発



1. 事件概要

(5) 本件システムの開発

- フェーズごとに38個の個別契約を締結
- 仕様変更により、機能設計書がV1.1～V1.4まで作成されている
- 本件システムの保守は、現行システムの設計、保守を担当したC社に委託することに変更された。

| | | | | |
|------|------|--------------|---------------|-----|
| V1.1 | V1.2 | V1.3 | V1.4 | その他 |
| | 機能追加 | 契約管理に関する仕様変更 | フロント系システムとの連携 | |

| No. | 締結日 | 内容 | 契約金額 (税込み) |
|-----|-------------------|------------|--------------|
| 1 | 平成26年3月から4月 | 要件定義 | ¥54,600,000 |
| 2 | 平成26年3月から4月 | 要件定義 | ¥89,640,000 |
| 3 | 平成26年8月頃 | 基盤設計・基本設計 | ¥113,400,000 |
| 4 | 平成26年10月から平成27年3月 | 機能設計 | ¥183,600,000 |
| 5 | 平成26年10月から平成27年3月 | 機能設計 | ¥35,640,000 |
| 6 | 平成26年10月から平成27年3月 | 機能設計 | ¥57,240,000 |
| 7 | 平成27年3月26日頃 | システム開発フェーズ | ¥667,980,000 |
| 8 | 平成27年8月頃 | システム開発後期工程 | ¥217,296,000 |
| 9 | 平成27年6月から11月 | 個客支援 | ¥6,415,200 |
| 10 | 平成27年6月から11月 | 個客支援 | ¥4,989,600 |
| 11 | 平成27年6月から11月 | 個客支援 | ¥52,099,200 |
| 12 | 平成27年6月から11月 | 個客支援 | ¥9,408,960 |

1. 事件概要

(5) 本件システムの開発

| | | V1.1 | V1.2 | V1.3 | V1.4 | その他 |
|-----|-------------------|----------|------|--------------|---------------|-----|
| | | | 機能追加 | 契約管理に関する仕様変更 | フロント系システムとの連携 | |
| No. | 締結日 | 内容 | | | 契約金額 (税込み) | |
| 13 | 平成27年12月から平成28年3月 | 変更要件改修作業 | | | ¥187,012,800 | |
| 14 | 平成27年12月から平成28年3月 | 変更要件改修作業 | | | ¥113,724,000 | |
| 15 | 平成27年6月から平成28年9月 | 移行作業 | | | ¥19,245,600 | |
| 16 | 平成27年6月から平成28年9月 | 移行作業 | | | ¥42,768,000 | |
| 17 | 平成27年6月から平成28年9月 | 移行作業 | | | ¥33,933,600 | |
| 18 | 平成27年6月から平成28年9月 | 移行作業 | | | ¥32,076,000 | |
| 19 | 平成27年6月から平成28年9月 | 移行作業 | | | ¥10,767,600 | |
| 20 | 平成27年6月から平成28年9月 | 移行作業 | | | ¥2,062,800 | |
| 21 | 平成28年4月30日 | 連携系機能開発 | | | ¥12,528,000 | |
| 22 | 平成28年7月頃 | 総合試験 | | | ¥46,591,200 | |
| 23 | 平成28年7月頃 | 受入試験 | | | ¥4,039,200 | |

1. 事件概要

(5) 本件システムの開発

| | | V1.1 | V1.2 | V1.3 | V1.4 | その他 |
|-----|--------------|--------------|------|--------------|---------------|-----|
| | | | 機能追加 | 契約管理に関する仕様変更 | フロント系システムとの連携 | |
| No. | 締結日 | 内容 | | | 契約金額 (税込み) | |
| 24 | 平成28年3月から5月 | 連携作業 (要件定義) | | | ¥4,989,600 | |
| 25 | 平成28年3月から5月 | 連携作業 (要件定義) | | | ¥4,989,600 | |
| 26 | 平成28年3月から5月 | 連携作業 (要件定義) | | | ¥4,136,400 | |
| 27 | 平成28年5月から9月 | システム連携 | | | ¥2,710,800 | |
| 28 | 平成28年5月から9月 | システム連携 | | | ¥3,132,000 | |
| 29 | 平成28年5月から9月 | APIサーバ構築 | | | ¥2,991,600 | |
| 30 | 平成28年5月から9月 | フロント系 | | | ¥70,167,600 | |
| 31 | 平成28年5月から9月 | フロント系 | | | ¥5,421,600 | |
| 32 | 平成28年9月頃 | 改修 | | | ¥35,132,400 | |
| 33 | 平成28年8月頃 | 引継 | | | ¥13,975,200 | |
| 34 | 平成28年8月から11月 | 運用試験支援 | | | ¥4,276,800 | |
| 35 | 平成28年8月から11月 | 運用試験支援 | | | ¥8,553,600 | |
| 36 | 平成28年8月から11月 | 引継 + 運用試験支援 | | | ¥12,960,000 | |
| 37 | 平成28年10月頃 | 開発環境追加構築支援追加 | | | ¥384,912 | |
| 38 | 平成27年4月17日頃 | ミドルウェア | | | ¥10,504,080 | |

1. 事件概要

(5) 本件システムの開発

| 2014 | | | | | | | | | | | | 2015 | | | | | | | | | | | | 2016 | | | | | | | | | | | | 2017 | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|------|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |

V1.1~2

要件定義

個別契約1~2

基本設計

3

機能設計

4~6

詳細設計, プログラミング, 単体試験, 結合試験

7~12

V1.3

詳細設計~結合試験

13~14

総合試験

22

受入試験

23

V1.4 (含 その他仕様変更)

要件定義~運用試験

24~31,32~37

データ移行/連携

15~21

1. 事件概要

(6) 本件システムの本番稼働の決行

運用試験の進捗状況

- 2016年9月26日、原告が、受入試験及び運用試験において必要な試験データである組版系データおよびコンテンツマスタの準備を完了させていなかったため、被告担当者は原告担当者に、運用試験の状況から本番には入れると思うが、**このままの進捗だと試験不足の状況になる**と思われ、何が起り、どう対処するか検討する必要があること、被告は原告と本件システムの保守契約を締結していないため、原告の会員個人情報を含む各種障害ログなどの閲覧ができず、これに関する対応ができないことなどが記載されたメールを送付した。
- 2016年9月29日、原告の担当者に対し、運用試験が2週間遅れており、**試験が完遂しないまま本番稼働を迎えるリスクが高い**こと、同年11月28日の本番は迎えられるかも知れないが、**本件システムを使用した原告の業務が止まるリスクは依然高い**ことなどを指摘したところ、原告の担当者は、被告の担当者に対し、**原告として被告の懸念は理解しており、リスクを承知した上でプロジェクトを進行させる旨を伝えた。**

稼働判定会

- 2016年10月4日、11月1日・22日に稼働判定会を実施。被告は、本件各判定会において、原告に対し、**運用試験が未完のまま本番稼働を開始すると、運用試験によって洗い出されることが想定され、プログラムの改修等をしないと対応が困難になる潜在不良が残る可能性がある**ことを伝えた。
- 第1回判定会及び第2回判定会において、**いずれのチェック項目も不十分**と評価されており、第3回判定会においては、①について十分と評価されていたのに対し、**②及び④については一部実施**と評価され、**③については不十分**と評価された上で、「一定量は実施したが、十分な量ではない。」「11月22日から11月25日に検証環境／本番環境でのスケジュール実行で可能な限り、量の試験を実施する。」というコメントが付されていた。

1. 事件概要

(7) 本件システムの本番稼働と障害の発生

2017年 1月11日 本件システムの本番稼働を開始

2017年 1月13日 本件システムに障害が発生

教材発送のデータ処理に関する夜間バッチ処理が長時間経っても終了せず、異常終了する

- ・ ジョブID「JB-002-01-02-03-09」…… 15時間～20時間
- ・ ジョブID「JB-002-01-02-03-07」…… 約14.7時間
- ・ ジョブID「JB-002-01-02-07-01」…… 異常終了

2017年 1月19日 Z会がHISOLに本件システムの利用停止を通知

2017年 2月24日 Z会がHISOLに本件システムの修補を請求

→HISOLは、システムに責めを負うべき不具合は無いとして修補の履行を拒否。また、本番相当のデータの提供が無かったために本番相当のデータを用いた総合試験ができなかったとも指摘。

1. 事件概要

(8) 本件システム障害発生直後のやり取り

- 2017年1月16日，原告から被告に頻発する不具合への対処を依頼
→被告は原告に有償（400万円）での緊急支援作業の見積書を送付
- 2017年1月17日，原告は契約締結に応じ，1月31日までの作業を依頼
- 被告が原告に対して調査結果を報告
ジョブID「JB-002-01-02-03-09」
→インデックス対応レベル（データベース内の検索機能を改善するレベルの対応）では改善は期待できないこと，対策に当たっては処理内容の見直しをしなければ目に見える効果は得られないものと推測されること，初回の夜間バッチ処理で行う予定であった**35万件の処理完了までに15時間～20時間かかること**，**インターフェース変更を行ってデータ収集に要する時間を必要最低限に抑えたとしても，想定処理時間を到底満たすことができない**ことを報告
ジョブID「JB-002-01-02-03-07」
→バッチ処理の開始から終了（返却値が返ってくるまで）に1呼出し当たり数百ミリ秒（100～200ミリ秒）かかっており，このバッチ処理は発送する教材単位に呼出されるため，仮に発送予定教材が36万件あるとすると**150ミリ秒×36万件＝約14.7時間かかる**ことなどを報告し，改善策としてデータベース内の検索機能を改善することなどを提案。

2. 争点一覧

1. 本件個別契約 7 における被告の債務の内容
2. 本件個別契約 7 についての被告の債務不履行の有無
3. 被告の本件各個別契約における付随義務違反の有無
4. 原告の協力義務違反の有無
5. 本件各個別契約を解除することができる範囲
6. 被告の不法行為の成否
7. 責任制限条項の適用の有無
8. 原告の損害額

3. 争点1 本件個別契約7における被告の債務の内容

① 原告／被告の主張

| 原告 | 被告 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・本件システム方式設計書には、夜間に定期実行されるバッチ処理を正常に完了することを本件システムの性能要件とした上で、かかる性能要件を機能設計工程以後の開発工程において詳細化することが記載されている・被告は、…バッチジョブ運用スケジュール表及び…テーブル容量計算表の作成・改訂を行うなどして、本件システムのバッチ処理に関する設計、開発、試験を行っていた・被告が原告に対して教材発送に係るデータのバッチ処理を含む夜間バッチ処理が午前0時30分から午前9時30分までの9時間以内に実行されることを定義したバッチジョブ運用スケジュール表の最終版を交付している・<u>被告の債務の内容として、原告の業務を行う上で必要な教材発送に係るデータのバッチ処理を含む夜間バッチ処理を夜間9時間以内に正常に完了するとの性能要件を満たすシステムを完成させることが含まれていたことは明らかである。</u>・<u>バッチ処理がいつまでも終わらないシステムを開発しても契約上問題がないような状態でシステムの開発作業を進めることはあり得ない。…被告の主張は、ウォーターフォール型という手法を用いてシステムの構築を行う場合の一般的な流れに反するものであり、事前に性能を推測・計算することなく、試験段階で初めてシステムの性能を確認するという開発方法は、重大な問題が発覚した時に設計段階からのやり直しが生ずる可能性が高く、不合理であって、原告はそのような合意をしていない。</u>・原告は、本件システムの設計を行う上で必要な情報として被告から提供を求められたものについては全て提供しており、…教材発送に係るデータのバッチ処理のデータ処理量を定義するために必要な一晩の教材発送の処理件数に関する情報提供を受けていないという被告の主張にも理由がない。 | <ul style="list-style-type: none">・<u>被告は、バッチ処理時間に関する性能要件を決めないまま開発を進め、原告から総合試験用の本番相当データの提供を受けた段階で、同データを用いてバッチ処理時間を検証する試験を行い、不具合が検出されれば、これを評価・改善する方法で本件システムのバッチ処理に関する部分の開発をすることを原告との間で合意していた。</u>・<u>本件システムのバッチ処理時間に関する性能要件の合意がされていないことは、…要求性能欄が空欄になっていて、システムの目的を達成するために必要な条件である性能要件の具体的記載がないことから明らかである。</u>・原告は、バッチジョブ運用スケジュール表やテーブル容量計算表の記載内容をもって、バッチ処理時間に関する性能要件の合意があった根拠とするが、バッチジョブ運用スケジュール表は、バッチの実行順序を定義したものであり、<u>同表に記載された処理時間は、原告から処理件数の情報が提供されていないことを前提に適宜割り付けられた目標にすぎず、個々のバッチの処理時間や処理すべきデータ処理量を定義するものではない。</u>テーブル容量計算表は、データを格納し、管理するテーブルにおいて蓄積できるデータ量を計算したものであって、バッチ処理におけるデータの処理量を定めるものではないから、いずれもバッチ処理時間に関する性能要件の合意があったことの根拠にはならない。 |

3. 争点1 本件個別契約7における被告の債務の内容

② 裁判所の判断

本件個別契約7は、詳細設計、プログラミング、単体試験及び結合試験を行い、本件システム（V1.2）の開発作業を実施する旨の個別契約であるところ、一般にシステムにおいて定期実行されるバッチ処理が、想定されるデータ処理量の処理を所定時間内に完了する性能を有していなければシステム全体が機能しなくなる可能性がある（前提事実(4)、認定事実(15)ア、弁論の全趣旨）ため、データ処理量及びその処理が完了するまでの時間というバッチ処理の性能要件に関する定義はシステムが正常に稼働するかどうかに関わる重要な問題であり、システムの開発作業前にそのような性能要件を定義しないことは通常考えにくく、…本件個別契約7（前提事実(3)イ（ウ）b）を締結するに至るまでの間、新業務フローによる原告の業務を実現する本件システムの開発に向けて、バッチ処理の機能及び性能に関する検討を含めた準備が実際に進められていたものであり、当事者間では、教材発送に係るバッチ処理を含め、原告の業務を実現するのに必要な機能及び性能を有するシステムを開発することが当然の前提となっていたものと考えられる。

本件システム方式設計書には、個々のバッチの処理時間、要求性能等に関する具体的な記載はないものの、本件システム方式設計書の目的として、「以降の工程で詳細化する上でのインプットとする」旨記載されており…そして、本件システムの機能設計の段階から平成28年11月24日頃までの間、ジョブ名及びジョブIDなどで特定される個々のバッチの周期（日次、週次等）、実行開始時間、実行時間帯の区分、目標処理時間、終了時間、処理内容などが記載されたバッチジョブ運用スケジュール表が作成及び改訂されており…、同日に交付されたバッチジョブ運用スケジュール表の最終版（甲19）においては、夜間に定期実行される教材発送に係るバッチ処理を含むバッチの実行開始時間及び終了時間が、いずれも午前0時30分から午前9時30分までの9時間の間に割り当てられていたことからすると、夜間バッチ処理において、Xの業務で通常想定される教材発送に係るデータ処理量の処理を夜間9時間以内に正常に完了するシステムを完成させることが、本件個別契約7における合意内容になっていたというべきである。

3. 争点2 本件個別契約7についての被告の債務不履行の有無

① 原告／被告の主張

| 原告 | 被告 |
|--|--|
| <p>・原告は、本件システムの夜間バッチ処理の性能がおよそ使用に耐えないものであったことを受けて、システム開発の専門業者に依頼して、本件システムの性能に関する調査・検証を実施し、その結果、ジョブID「JB-002-01-02-03-09」(ジョブ名●●●●)、ジョブID「JB-002-01-02-03-07」(ジョブ名●●●●)、ジョブID「JB-002-01-02-07-01」(ジョブ名●●●●)のバッチについて特に顕著な遅延が認められ、かかる不具合は重大かつ致命的な問題であり、その原因は複数かつ多元的であることが明らかとなった。<u>本件障害発生後に被告自身が提案していた改善策の資料においても、上記ジョブID「JB-002-01-02-03-09」については、データベース内の検索機能を改善するというレベルの対応では改善が期待できず、対策に当たっては処理内容の見直しが必要であると推測される旨が記載されていたことから、上記の不具合は、システム開発において不可避免的に発生するバグなどの問題とは性質を異にする問題であり、本件個別契約7について、債務の本旨に従った履行があったとは認められない。</u></p> <p>・被告は、本件システムの不具合は、ソフトウェアの処理方式、業務運用やハードウェアの見直しなどで対応可能であるなどと主張するが、ソフトウェアの処理方式の見直しは基盤設計・基本設計工程以降の全ての作業の見直しを意味すること、ハードウェアは最高性能のものを使用しており更に高性能のハードウェアにしたとしても本件システムの不具合の改善にはつながらないこと、ハードウェアの見直しはプログラムの修正や設定が必要であることなどから、本件システムの不具合は、被告が主張するような方法で容易に解消されるものではない。</p> | <p>・被告は、本件とは別の案件において、本件で問題とされるバッチ処理と同じく処理に長時間を要する自動継続バッチについて、ソフトウェアの処理方式及び業務運用の見直しにより不具合を解消したことがある。</p> <p><u>・本件システムの教材発送に係るデータのバッチ処理時間に関する問題点も、ソフトウェアの処理方式、業務運用やハードウェアの見直し等で原告の業務に差支えがないように対応することが可能な不具合にすぎず、システム全体を作り替えなければ解消できないような致命的な問題ではない。</u></p> |

3. 争点2 本件個別契約7についての被告の債務不履行の有無

② 裁判所の判断

・ バッチジョブ運用スケジュール表において、ジョブID「JB-002-01-02-03-09」（ジョブ名●●●）の目標処理時間は45分、ジョブID「JB-002-01-02-03-07」（ジョブ名●●●）の目標処理時間は45分、ジョブID「JB-002-01-02-07-01」（ジョブ名●●●）の目標処理時間は60分とされている（認定事実(4)イ（ア））にもかかわらず、本件システムにおいて、原告が初回の夜間バッチ処理で処理する予定であったものと同程度の処理量を処理する場合、ジョブID「JB-002-01-02-03-09」については処理完了までに15時間～20時間がかかり、ジョブID「JB-002-01-02-03-07」については約14.7時間かかり、ジョブID「JB-002-01-02-07-01」については異常終了することが認められ（甲34, 67, 108, 認定事実(15)ア, 弁論の全趣旨）、初回の夜間バッチ処理で処理する予定であった処理量が原告の業務において通常想定されていない程度のものであったことをうかがわせる事情もないことからすると、本件システムは、夜間バッチ処理において、原告の業務で通常想定される教材発送に係るデータ処理量の処理を夜間9時間以内に正常に完了する性能を有しているとはいえない。

・ 被告は、教材発送に係るデータのバッチ処理と同様に処理に長時間を要する自動継続バッチについて、ソフトウェアの処理方式及び業務運用の見直しにより不具合を解消したことがあり、本件障害についても、同様の方法で対処することが可能な程度の軽微な不具合にすぎないという主張をする。しかし、本件障害発生後のやりとりにおいて、被告が本件緊急支援作業契約に基づいて提案したジョブID「JB-002-01-02-03-09」及びジョブID「JB-002-01-02-03-07」の改善策によっても不具合が解消されることはなかったため、原告は現在でも現行システムを使用しているのであり（前提事実(4), 認定事実(15)ア, 弁論の全趣旨）、そのような経緯に照らしても、本件障害が軽微な不具合であるとは考えにくい。

・ 本件システムについて、ソフトウェアの処理方式及び業務運用の見直しを行った場合に必要な工数は具体的に明らかではなく、そもそも被告は、本件において、原告から提供される本番相当データを用いてバッチ処理時間を検証するための総合試験を行い、不具合が検出されればこれを評価・改善していく方法で本件システムのバッチ処理に関する部分の開発を進める予定であったことを主張していることからすると、原告の業務において通常想定される教材発送に係るデータ処理量の処理を正常に完了させるシステムを完成させるためには、上記のような作業を経る必要があるものと推測される。

・ 定期実行されるバッチ処理が業務を行う上で必要な性能を有していなければシステム全体が機能しなくなる可能性がある（前提事実(4), 認定事実(15)ア, 弁論の全趣旨）ため、バッチ処理に関する性能はシステムが正常に稼働するかどうかというシステムの根幹に関わる重要な部分である。原告の業務を行う上で必要な夜間バッチ処理について、夜間9時間以内に正常に完了しないという問題（本件障害）は、システム開発において不可避免的に発生するバグなどの問題とは性質を異にしており、容易に解消できるようなものとはいえない。

・ 以上によると、被告には、本件義務の違反があり、本件個別契約7について債務の本旨に従った履行があったと認めるのは困難である。したがって、被告には、本件個別契約7について債務不履行があったものと認められる。

3. 争点3 各個別契約における付随義務違反の有無

① 原告／被告の主張

| 原告 | 被告 |
|---|--|
| <p>・被告は、システム開発の専門知識・経験を有するベンダーであることから、各工程における作業を主導して進めることが求められている。システムの開発作業が完成した後になって初めて性能を確認するというのは、重大な問題が発覚したときに手遅れになる危険が高いのであるから、被告は、本件システムの機能設計の段階で本件システムのバッチ処理の性能を想定し、また、本件個別契約7に基づいて実施された単体試験や結合試験においても、本件システム全体が完成した場合のバッチ処理の性能を予測し、問題がないかを確認して開発作業を進めるべきであったところ、それらの作業に必要な情報が不足しているのであれば、その内容を具体的に説明するなどして原告に追加の情報提供を求めることがベンダーとして通常求められる対応であった。被告は、そのように原告に対して適切に情報提供を求めて本件システムの完成に向けた作業を進めるといふ本件各個別契約に付随する信義則上の義務を負っていたといふべきである。</p> <p>・被告は、上記義務に違反し、本件システムの開発作業を進める中で、原告に対して情報の不足に関する説明や適切な情報提供の要求をすることなく漫然と作業を進めた。</p> | <p>・被告は、原告が教材発送に係るデータのバッチ処理のデータ処理量を決めるために必要な一晩の教材発送の処理件数に関する情報を被告に対して提供することができなかつたため、原告との間で、性能要件を決めないまま開発を進め、原告から総合試験用のデータである本番相当データの提供を受けた段階で、同データを用いてバッチ処理時間を検証する試験を行い、不具合が検出されれば、これを評価・改善していくという方法で本件システムのバッチ処理に関する部分の開発を進めることを合意した。</p> <p>・被告は、原告に対して、本番相当データを提供するように求めていたにもかかわらず、原告が本番相当データを準備しなかつたために、本件システムのバッチ処理の性能の評価、改善ができなかつた。</p> |

3. 争点3 各個別契約における付随義務違反の有無

② 裁判所の判断

- ・本件個別契約7において開発する個々のバッチの処理時間については、機能設計以降の工程で詳細化されることが予定されていたことからすると、原告と被告との間で、必ずしも本件個別契約4ないし6に基づく本件システムの機能設計の終了時までには、バッチ処理に関する性能要件を具体化するために必要な情報を収集することが義務付けられていたとはいえない。
- ・本件システムの構築に向けた作業は、各工程において別個の個別契約を締結することによって段階的に進められており、それぞれの契約に設定された独自の給付ないし債務の目的が本件個別契約7のそれと密接関連性を有するものと認められるのは、本件個別契約11ないし14、21、22及び29ないし32に限られるから、少なくとも本件個別契約7、11ないし14、21、22及び29ないし32を除く本件各個別契約（上記で説示した本件個別契約4ないし6も除く。）において、バッチ処理に関する性能要件を具体化するために必要な情報を収集することが被告に義務付けられていたということとはできない。
- ・被告が、バッチ処理に関する性能要件を具体化するために必要な情報を収集していなかったとしても、本件個別契約7、11ないし14、21、22及び29ないし32を除く本件各個別契約の付随義務違反が認められるとはいえない。
- ・仮に本件個別契約7、11ないし14、21、22及び29ないし32の付随義務違反が認められるとしても、上記付随義務違反に基づく請求は、債務不履行に起因する請求に当たるものとして責任制限条項によって制限される。

3. 争点4 原告の協力義務違反の有無

① 原告／被告の主張

| 原告 | 被告 |
|--|---|
| <p>・原告は、被告から、試験工数を削減し、十分に試験を実施しないまま本番稼働を開始すれば原告の業務が止まるリスクがあるという警告を受けていない。また、総合試験における性能試験の試験工数は削減されているものの、…試験項目数自体は削減していないから、上記試験工数の削減が性能試験の試験内容や質に影響することはない。</p> <p>・受入試験及び運用試験において、バッチの性能試験の実施は予定されておらず、受入試験及び運用試験の工数削減は、本件システムが性能要件を満たしていないこととは全く関係がない。そのため、被告が提案した総合試験、受入試験支援及び運用試験支援に係る工数を削減したことによって、本件義務の履行ができなかったということとはできない。したがって、原告が十分な試験を実施するためのスケジュール及び予算を確保するという協力義務に違反したということとはできない。</p> <p>・原告は、総合試験を実施するために、原告において被告が主張するような本番相当データを準備する必要があるという説明を受けたり、本番相当データの提供を求められたりしたことはなく、そのような話は了解していない。総合試験を実施するために必要なコンテンツデータとは、登録検証作業①及び③によって登録されたデータであり、かかるデータを量産して総合試験を実施することが予定されていた。そして、原告は、登録検証作業①及び③を行い、被告に対し、総合試験を実施するために必要なコンテンツデータを提供した。登録検証作業②は、総合試験と関係がない。…登録検証作業②は総合試験のためのコンテンツデータの準備とは無関係に進められていた作業であり、登録検証作業②が総合試験段階で終わっていなかったとしても、協力義務違反には当たらない。したがって、原告は、総合試験の実施に必要な情報やデータを提供する義務を怠っていない。</p> | <p>・原告は、被告から、試験工数を削減し、十分に試験を実施しないまま本番稼働を開始すれば原告の業務が止まるリスクがあるという警告を受け、十分な試験を実施するための契約を締結するよう強く勧められたにもかかわらず、上記警告を聞き入れずに、当初の予算内で追加開発を行うことを優先させ、…被告との間で十分な試験を実施するための契約を締結することを拒否した。</p> <p>・原告が本番相当データの1つであるコンテンツデータの準備作業を怠ったため、総合試験において行う予定であった本番相当データを用いた性能試験を実施することができなくなったこと</p> <p>本件システムのバッチ処理の性能試験等を行う総合試験を適切に実施するため、本件システムの本番稼働時に使用される予定の5階層に整理されたデータ(以下、「本番相当データ」という。)を原告において準備することとなり、原告もそのことを十分理解していた。そして、原告は、…登録検証作業①ないし③において検証されたいずれかの方法で、被告に対し、本番相当コンテンツデータを提供することになった。…しかし、原告は、上記協力義務に違反し、総合試験において、登録検証作業②を実施せず、また、登録検証作業①及び③によって検証された方法で本番相当コンテンツデータを提供することもなかったため、被告は、本番相当データを用いた総合試験を適切に実施することができなかった。</p> <p>原告は、登録検証作業①及び③で登録したコンテンツデータをもとに被告がデータを量産して総合試験を実施することが予定されていたと主張するが、…そもそも、登録検証作業①及び③で登録したデータを量産したとしても、本件システムが実際に処理するデータと質・量共に異なるデータになるので、本来予定されていた総合試験を実施することはできない。</p> |

3. 争点4 原告の協力義務違反の有無

② 裁判所の判断 (1/2)

(1) 被告との間で十分な試験を実施するための契約を締結する協力義務

ア …原告は、システム開発について専門的な知見を有していなかったために、上記プロジェクトの実現を当初から専門業者に委ねていたものであり、本件システムの開発作業等にもほとんど関与していなかったのであるから、本件システムの開発作業等の内容を詳細に把握することはできなかったと考えられる。そうすると、被告が、原告に対し、提案する試験工数を削減した場合のリスクについて具体的な説明をしなければ、原告において被告が提案する試験内容で契約を締結すべきかどうかを適切に判断することが困難であるから、上記説明がされなかったのであれば、被告が当初提案した試験工数を削減した内容で契約を締結したことをもって、原告に協力義務違反があったということとはできない。

イ 被告の担当者であるFは、原告に対し、「〇〇システム向け『総合試験+受入試験支援+運用試験支援』作業のご提案」と題する書面(乙44)を提示した際に、総合試験の工数削減によって本番稼働の際のリスクが高まることを説明したと証言する。しかし、同書面(乙44)の総合試験の項目には、被告が、通常は本番稼働のリスク低減を最大・最優先に考えて総当たりの試験を提案しており、原告のコスト削減の要望から、①総当たりの試験ではなく、V1.3において改修された箇所を中心に試験すること、②並行実施する原告の受入試験と合わせ協力して消化することにより工数を削減することが記載されており(認定事実(7)ウ(イ)a(a))、…総合試験で総当たりの試験を実施すれば本番稼働のリスクが低減される旨の説明がされたことはいかがわられるものの、試験工数が多いほど本番稼働のリスクが低減されることは一般的な説明にとどまり、当該説明から総当たりの試験をしなければ本番稼働できない具体的なリスクが生ずることを理解するのは困難である。かえって、上記記載は、上記①や②の工夫をすることによって、総合試験における工数を削減しても本番稼働の際のリスクがそれほど高くないようにも理解できるものといえる。…また、Fは、上記書面(乙44)を提示した際、受入試験及び運用試験の工数削減により、設計フェーズや要件なるリスクがあることを注意喚起したとも証言するが、上記書面(乙44)には、…本件システムの受入試験及び運用試験の工数を削減したことにより、本件システムのバッチ処理の性能等の確認が困難になることをうかがわせる説明や、設計フェーズや要件定義に立ち返った改善が図れない場合の具体的なリスクについて説明する記載は見当たらない。このような重要なリスク説明を書面に記載せず、口頭でのみ説明することは考えにくいことからすると、上記証言を採用することはできないというべきである。

ウなお、後記(2)イ(イ)で説示するとおり、被告から原告に対し、本番相当データを用いてバッチ処理の性能等を確認する試験を原告主体で行う受入試験及び運用試験に先送りすることについて十分な説明がされ、原告がこれを了解したと認めることはできないから、原告において、被告が提案する受入試験支援及び運用試験支援の工数を削減したことにつき、協力義務違反があったと認めることはできない。エそして、他に、原告が、必要な試験を適切に実施するためのスケジュール及び予算を確保し、被告との間で十分な試験を実施するための契約を締結する協力義務に違反したと認めるに足りる証拠はないから、被告の上記主張は採用できない。

3. 争点4 原告の協力義務違反の有無

② 裁判所の判断 (2/2)

(2) 本番相当コンテンツデータを準備する協力義務

ア …上記(1)アで説示したとおり、原告は、本件システムの開発作業等の内容を詳細に把握することはできなかったというべきであり、また、本件システムの開発作業に引き続き、総合試験も被告が主体となってバッチ処理の性能等の確認を行うものとされていた（認定事実(8)ア）。そうすると、被告が総合試験を適切に実施するために必要なデータの内容等について具体的な説明をしなければ、原告において総合試験を適切に実施するために必要なデータを提供することは困難であるから、上記説明がされなかったのであれば、原告から上記データの提供がなかったとしても、原告に協力義務違反があるということとはできない。

イ (ア) Eは、原告に対し、…本番相当コンテンツデータを原告が準備する必要があることや、本番相当コンテンツデータの具体的内容、登録検証作業①ないし③において検証されたいずれかの方法でデータを提供すべきことを説明しており、原告もそのことを了解していた旨証言する。…各書面が上記証言を裏付ける証拠であるとはいい難く、他に上記証言に沿う客観的な証拠はないところ、総合試験を実施するために原告が提供すべきデータの内容や提供方法という重要事項について口頭でのみ説明したとは考えにくいことからすれば、上記証言を採用することはできない。

(イ) また、Eは、被告は…総合試験を適切に実施するために必要な本番相当コンテンツデータの準備作業が遅れており、総合試験における本番相当データの検証作業を先送りにしなければならない旨説明したなどとも証言する。← (ア) と同様の理由で採用できない旨判示

(ウ) …総合試験計画書(甲70)には、コンテンツ登録検証作業にて登録されたコンテンツを利用する、コンテンツ登録検証作業にて登録されたコンテンツを参考に、被告側で量産する形で試験を実施する旨が記載されているところ(認定事実(7)イ(ア))、これらの記載の趣旨は、登録検証作業そのものによって、総合試験用のコンテンツデータの提供が行われるものと理解するのが自然である。そして、原告は、登録検証作業①及び③を完了させている(認定事実(7)ア(ア)及び(ウ))から、総合試験計画書(甲70)に沿って必要なデータの提供を行ったものというべきである。なお、…少なくとも原告において、登録検証作業②が総合試験において必要なデータを準備するための作業であると理解できるような被告からの説明があったとは認められないから、原告が登録検証作業②を実施していなかったことをもって協力義務違反があるということとはできない。

(3) ところで被告は、…総合試験において本番相当データを用いた試験を実施することができなくなった結果、当該試験は原告主体で行う受入試験・運用試験に先送りすることを原告との間で合意したが、そこでも原告が当該試験を十分に実施しないまま、本番稼働を強行したとも主張する。しかし、上記のような合意が成立したことを認めるに足りる証拠はないから、被告の上記主張は、その前提を欠き、採用することができない。

(4) 以上によると、原告には、被告が主張するような協力義務違反があったとは認められず、本件義務の不履行について、被告に帰責性がなかったということとはできない。

3. 争点5 本件各個別契約を解除することができる範囲

① 原告／被告の主張

| 原告 | 被告 |
|---|--|
| <p>・同一当事者間の2個以上の契約について、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、上記各契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されない場合には、そのうち1つの契約上の債務不履行を理由に、当該契約と併せてその余の契約を解除することができる^{と解される(最高裁判所平成8年11月12日第三小法廷判決・民集50巻10号2673頁参照。以下「平成8年判決」という。)}。</p> <p>・本件個別契約7を除く本件各個別契約は、いずれも本件システムの構築を目的としており、本件個別契約7(詳細設計、プログラミング、単体試験及び結合試験を行って本件システム(V1.2)を開発することを作業内容とする契約)と契約目的が相互に密接に関連し、以下のとおり、社会通念上、いずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないものであるから、本件個別契約7と併せて解除することができる。</p> | <p>・本件個別契約7と他の本件各個別契約とは、独立した別個の契約であり、それぞれ独立した作業を行い、原告による検収ないし業務完了確認をそれぞれ得て被告の債務の履行は終了していることから、仮に本件個別契約7に債務不履行があったとしても、他の本件各個別契約の解除までは認められない。</p> <p>・原告は、本件個別契約7と他の本件各個別契約とが契約目的において密接関連性を有するから全て解除できるなどと主張するが、契約目的の達成不能と契約上の個別具体的な債務の履行不能とは分けて検討する必要がある、本件各個別契約が、本件システムの開発状況に応じて必要・適切な債務を契約ごとに個別具体的に定め、フェーズごとに段階的に締結されてきた趣旨からすれば、本件システムの構築という目的は、各契約が順次締結され、前の工程における不十分な点や不備の是正を、次の工程において行うことを前提として、個別具体的な債務の履行の終了を順次積み重ねていくことにより、段階的に達成されていくことが予定されていたといえる。そして、本件においては、本件システムの完成を直接の法的義務として約するような包括的契約もなく、契約ごとの段階的な契約目的を超えて、最終的な共通の契約目的が達成されることが法的に保障されていたものでもない。したがって、原告が主張するような本件各個別契約(本件個別契約7を除く。)の解除は認められない。</p> |

3. 争点5 本件各個別契約を解除することができる範囲

② 裁判所の判断

・確かに、原告と被告との間で締結された本件各個別契約は、いずれも原告の新たな基幹システム（本件システム）を構築して稼働させることに向けられた1つのプロジェクトのうちの一過程であるという側面を有しており、本件個別契約7の債務不履行があったことによって、原告が本件システムを稼働して業務を行うことが困難な状況になっているという意味では（原告は、現在も現行システムを用いて業務を行っている（前提事実(4)）。）、上記プロジェクトが全体としてはその目的を達成するに至らなかったとすることができる。しかし、他方において、原告及び被告は、本件システムを構築して稼働させるまでに必要となる作業を各工程に分けて、一工程を終えると次の工程に進むといった具合に段階的に本件システムの構築に向けた作業を進めるウォーターフォール型と呼ばれる手法を採用し、工程ごとに細分化した形式で本件各個別契約を締結したものである。このような契約形態がとられるのは、一般にコンピュータシステムの構築に向けた作業が進められる過程で当初予定されていなかった種々の問題が一定程度不可避免的に発生し得ることなどを見据えて、必要に応じて次の工程の作業内容の見直しや変更も検討しながら作業を進めることを可能にするという当事者双方にとってのリスクマネジメントの機会を確保するという意味合いがあり、本件システムの構築についても、当事者双方が、各工程で行うべき作業の範囲をその都度検討した上で、それぞれ独自の債務の目的・内容を設定して本件各個別契約を締結したものと解される。そして、本件では、本件各個別契約に共通して適用されるような基本契約が締結され、本件システムを構築して稼働させるに至らなかった場合には直接の債務不履行となった個別契約のみならず他の個別契約をも解除することを可能にするような条項が設けられているといった事情もない。

・以上の点を踏まえると、本件各個別契約のうち本件個別契約7について被告に債務不履行があったことを理由に、原告がその他の本件各個別契約の全体を解除し、全ての契約の拘束力から解放される結果を認めるのは、本件各個別契約を締結した契約当事者の意識に適合した解釈とはいい難く、それぞれの契約に設定された独自の給付ないし債務の目的に照らし、本件個別契約7のそれと密接関連性が認められ、当該他の個別契約のみの実現を強制することが相当でないといえる場合に限り解除が認められるというべきである。平成8年判決は、一方の契約のみの実現を強制することが契約当事者の意識に適合せず、相当でない認められる場合に、一方の契約の債務不履行を理由に他方の契約の解除を認めたものと解されることから、上記のような考え方が平成8年判決の趣旨に反するものではない。

以上によると、本件個別契約7に加えて、本件個別契約11ないし14、21、22及び29ないし32については、解除することが認められる。よって、被告は、原告に対し、原状回復請求権に基づき、本件個別契約7、11ないし14、21、22及び29ないし32の既払契約代金11億1394万2000円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成29年12月16日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による利息金を支払う義務を負う。

3. 争点6 被告の不法行為の成否

① 原告／被告の主張

| 原告 | 被告 |
|---|---|
| <p>・本件における被告の債務不履行の態様には著しい悪質性が認められ、被告は、システム開発を請け負った専門家としておよそあり得ない不誠実な対応を継続した。</p> <p>(ア) 被告は、適切かつ十分な本件システム(V1. 2)の単体試験及び総合試験を実施せず、あるいは本件システムが性能要件を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、そのことを原告に隠し、単体試験(V1. 2)及び総合試験を適切かつ十分に実施し、本件システムに不具合がなかったかのような虚偽の報告をした。</p> <p>(イ) システムに不具合が発生した場合、ベンダーである被告は、不具合の原因説明を行い、不具合が被告に起因するものである場合には改善作業を実施するなど誠実かつ適切に対処すべきであるところ、被告は、本件システムに不具合が発生しているにもかかわらず、追加の対価を支払わなければ不具合の対処をしないという対応に終始した上、単体試験(V1. 2)、結合試験及び総合試験の試験結果を示すエビデンスの提供も拒絶するなど、本件システムの不具合の原因調査についても非協力的であった。</p> <p>(ウ) 被告は、本件システムの開発に当たり作成したソースコードを、原告の許諾なく「GitHub」と呼ばれるソースコード共有サービスのウェブサイトに一般公開している。</p> <p>・ベンダーとしてあり得ないような著しく悪質な態様の債務不履行があり、かつ、原告がシステムの構築につき詳細を知り得ないユーザーであることにつけ込み、杜撰な作業が原因で不具合が発生したことを知られずに処理した上、保守作業名目で追加料金まで請求しようとしていたものであって、不法行為が成立するというべきである。</p> | <p>・被告は、本件システムの単体試験(V1. 2)を適切に実施しており、総合試験については、原告が本番相当データを準備しなかったことが原因でバッチ処理に関する性能試験を実施できなかったにすぎない。</p> <p>・被告は、原告に対し、十分に試験を実施しないまま本番稼働を開始すれば原告の業務が止まるリスクがあるという警告をしていたから、原告が主張するような不正確な報告をしたものではない。</p> <p>・被告が、保守作業名目で原告に不具合の原因等を知られずに処理し、追加料金まで請求しようとしたなどという原告の主張は、全く根拠がないものである。被告は、本番稼働においてトラブルが発生した後も、本番稼働に向けた協力を再三にわたり申し出ており、新たな契約を締結して本件システムを完成させる意思をも有しているのであるから、本件システムの不具合の原因調査等について非協力的であるということもない。</p> <p>・原告が指摘するソースコードは、いずれも既に一般公開されているOSSであり、本件システムの開発において作成された後に公開されたものではないこと、原告は本件システムに組み込まれたソースコードと同じOSSが予め一般に公開されることを許容していることから、何ら問題はない。</p> |

3. 争点6 被告の不法行為の成否

② 裁判所の判断

【試験の不実施】

・単体試験（V1. 2）

（原告主張）①本件システムの単体試験（V1. 2）において行うべきJUnit（個々のプログラムの試験を行うテストプログラムの実行を自動化するテストツール）による試験がほとんど行われていないこと、②被告は、本件システムの単体試験（V1. 2）の大半の部分においてJUnitではなく打鍵による試験を行ったと説明しているところ、バッチ処理は1回の実行結果が大量になるため、逐一入力し目視することが必要な打鍵による試験を行うことはあり得ないこと、③被告は、JUnitによる試験の一部をignoreに設定して試験結果が検出されないような状態にしていることからすると、単体試験（V1. 2）に係る品質見解書（甲36）のとおり単体試験（V1. 2）が実施されていないことが疑われる

（裁判所）JUnitを使って試験を実施するためには、システムのプログラム本体とは別にテストプログラムの作成が別途必要になり（乙97、弁論の全趣旨）、必ずしもJUnitを使う方法が効率が良いとはいえない。また、個々のプログラム単位を対象とする単体試験においては、入出力データをコントロールできるから、実行結果が大量にならないようにデータを用意することも可能であると認められ（乙97、弁論の全趣旨）、このような方法であれば打鍵による試験を実施することが困難であるということとはできない。そして、原告と被告との間に単体試験（V1. 2）の試験方法に関する合意はないことから（弁論の全趣旨）、被告が、単体試験（V1. 2）において、打鍵による試験を実施したとしても単体試験（V1. 2）を適切に実施していなかったということとはできない。また、被告がJUnitによる試験の一部をignoreに設定したのは、本件システム（V1. 2）の単体試験（V1. 2）が終了し、単体試験（V1. 2）の品質見解書を納品した後であり（甲36）、単体試験（V1. 2）の実施と直接関係があるとは認められない。

・総合試験

総合試験に係る「品質見解書」（乙49）には、試験項目の品質が質・量両面で十分に確保できており、運用試験に着手可能であるとの記載がある一方で、運用試験工程において本番稼働時相当のコンテンツ・移行データ等を用いた試験を行うことを想定しており、同工程においては、利用者視点、環境の違い、データの違いなどからくる、本件システムを改修すべき事項（プログラム不良、仕様齟齬、仕様変更等を含む）が発生することが予想される旨が記載されている（認定事実(8)イ（イ））。また、被告が、運用試験において試験不足の状況にあり、原告の業務が止まるリスクが高いことなどを指摘していたこと（認定事実(12)イ）も併せ考慮すると、被告は、原告に対し、総合試験においてバッチ処理に関する必要な試験が実施できていないことを伝えていたか、少なくとも伝えたという認識を有していた可能性も否定できず、総合試験について、敢えて虚偽の試験結果報告をしたという事実までは認められない。

3. 争点6 被告の不法行為の成否

② 裁判所の判断

なお、総合試験においては、本件システムのバッチ処理の性能等を確認する試験をすることも被告の債務の内容に含まれていたといえるから（前提事実(3)イ（オ）、認定事実(7)ウ（イ）、同(8)。上記4(2)で説示したとおり、バッチ処理の性能等を確認する試験は原告主体で行う受入試験及び運用試験に先送りすることにつき原告も了解していた旨の被告の主張は採用できない。）、本件個別契約22の債務の履行が不十分であったことは否定できないが、そのような被告の行為について、本件個別契約22について債務不履行の問題を生じさせ得るということを超えて、直ちに不法行為を基礎付ける違法性があるものと認めることは困難である。

【本件障害発生後の被告の対応】

原告は、被告が、本件障害の発生後、追加の対価を支払わなければ不具合の対処をしないという対応をし、本件システムの不具合の原因調査についても非協力的であったなどと主張するが、上記認定事実(15)記載の経過に照らせば、被告の対応は、本件障害が発生したことの原因や帰責性をめぐって原告との間で紛争が生じていたことを理由とするものと考えられ、被告において、保守作業名目で追加料金まで請求しようとしたなど、原告が主張するような不当な目的を有していたことをうかがわせる対応であったとまでは認められない。

【ソースコードの公開】

被告が、本件システムの開発において作成したソースコードをウェブサイト一般公開したとしても、そのことをもって、被告において、保守作業名目で追加料金まで請求しようとしたなどの不当な目的を有していたことを裏付ける事情とはいえない。

【結論】

原告の不法行為に基づく請求については理由がない。

3. 争点7 責任制限条項の適用の有無

① 原告／被告の主張

| 原告 | 被告 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・責任制限条項は、損害賠償請求の賠償範囲を限定するものであり、本件各個別契約の解除に基づく原状回復請求については責任制限条項の適用はない。・被告の債務不履行の態様には著しい悪質性が認められるから、被告が、責任制限条項の適用を主張することは、信義則上許されない。・責任制限条項は、債務不履行に起因して原告が損害を被った場合に適用されることが明記されており、不法行為に起因して原告が損害を被った場合には適用されないし、責任制限条項が不法行為の場合に適用されることがあるとしても、被告の不法行為には故意又は重過失が認められ、このような場合に責任制限条項による損害賠償額の制限を受けることはない。 | <ul style="list-style-type: none">・本件各個別契約には、いずれも被告の責任制限条項が定められており、原告による原状回復請求及び損害賠償請求を含め、被告の責任の範囲は当該契約のサービス料金相当額に限定される。したがって、本件個別契約7における被告の債務不履行が認められるとしても、本件個別契約7の責任制限条項によって、被告の責任の範囲は本件個別契約7のサービス料金相当額である6億1850万円に制限される。 |

3. 争点7 責任制限条項の適用の有無

② 裁判所の判断

- ・ 本件個別契約7の責任制限条項には、原告は「被告の責めに帰すべき事由による債務不履行に起因して原告が損害を被った場合」本件個別契約7の「サービス料金相当額」である6億1850万円を上限として、「当該損害の賠償を請求することができる」旨規定されており（前提事実(3)イ（ウ）a，前提事実(6)），かかる責任制限条項を設けた当事者の合理的な意思は、本件個別契約7の債務不履行があった場合、請求の根拠が本件個別契約7の解除に基づく原状回復請求であるか本件個別契約7の債務不履行であるかを問わず、被告が負担する債務を本件個別契約7のサービス料金相当額である6億1850万円に制限するというものであったと解される。
- ・ 本件個別契約7の解除に基づく原状回復請求ないし本件個別契約7の債務不履行に基づく損害賠償請求が認められるとしても、被告が負担する債務の上限は、6億1850万円に制限されるというべきである。なお、このように解したとしても、本件個別契約11ないし14，21，22及び29ないし32については、本件個別契約7とは別個の契約であるから、本件個別契約7の責任制限条項の効力は、本件個別契約7と併せて解除される本件個別契約11ないし14，21，22及び29ないし32の解除に基づく原状回復請求に及ぶものではない。また、上記6の説示によれば、被告の債務不履行の態様に著しい悪質性が認められ、不法行為が成立するとはいえないから、原告の請求につき、責任制限条項の適用を制限すべき事情があるとは認められない。

4. ディスカッションポイントと当日のディスカッションの概要

争点1、2

- **バッチ処理を9時間以内に終了させるという債務があり、同債務につき債務不履行があったという裁判所の判断に賛成か？**

基本的に全員賛成。最初のころは大まかな合意だったかもしれないが、最終的には具体的に決められていたと考えられるとの意見があった。

争点3

- **付随義務違反を認めなかった裁判所の判断に賛成か？**

付随義務に慎重な態度をとっている裁判所の判断に賛成、付随義務違反も協力義務違反も認めなかった裁判所の判断が座りが悪い感じがしたとの意見があった。

争点4

- **原告の協力義務違反を認めなかった裁判所の判断に賛成か？**
- **ユーザの協力義務違反は全くなかったといえるか？**

基本的には裁判所の判断に賛成。協力義務違反とまでは言えなかったのではないかと考える。完成までいったにもかかわらず、原告の協力義務違反が認められないということには違和感がある。本判決からはベンダー側の専門知識を有しないユーザ側に対するアプローチを丁寧に行う必要があると感じた、ユーザでないとは分からない要件定義は義務違反ということも考えられるが本件はバッチ処理の部分であり協力義務違反にならないのでは等の意見があった。

4. ディスカッションポイントと当日のディスカッションの概要

争点5

- **多段階契約において、一つの契約の債務不履行をもとに他の契約も解除できる場合があることを前提に裁判所がいくつかの契約の解除を認めた判断に賛成か？**

結論として賛成という立場が多かった一方、ウォーターフォール型をとり一つずつ契約を行っているにもかかわらず密接関連性というキーワードで複数の契約解除を認めることに違和感がある、密接関連性の意味合いが不明であるという意見もあった。

争点6

- **被告の行為に不法行為が成立しないとした裁判所の判断に賛成か？**

ベンダー側の考え方から賛成という意見も含み、基本的に賛成だった。

4. ディスカッションポイントと当日のディスカッションの概要

争点7

● 責任制限条項の適用を認めた裁判所の判断に賛成か？

当事者の合理的意思というキーワードを用いていることに賛成。原状回復以上の請求という原告側の考え方があったのではないかと考えられるとの意見もあった。

その他

● 本判決の教訓はどのようなものがあるか？ ベンダ側として何を行っていけばよかったのか？

多段階契約において工程ごとに契約をすることが重要、証拠を残すことが重要と考える。議事録等の書類を作ることが重要と考える。緊急時のプランを作ることが重要と考える。実際は書類を作成することが難しいという状況の中でどのように行っていけばよいのかという課題もあると考えているとの意見があった。

参考資料【争点2 本件個別契約7についての被告の債務不履行の有無】

コンピュータープログラムの欠陥の有無が争われた事例

東京地裁平成9年2月18日
ダイセーロジスティクス 対 丸紅

コンピューターソフトのプログラムには右のとおりバグが存在することがありうるものであるから、コンピューターシステムの構築後検収を終え、本稼働態勢となった後に、プログラムにいわゆるバグがあることが発見された場合においても、プログラム納入者が不具合発生
の指摘を受けた後、遅滞なく補修を終え、又はユーザーと協議の上相当と認める代替措置を講じたときは、右バグの存在をもってプログラムの欠陥（瑕疵）と評価することはできないものというべきである。これに対して、バグといえども、システムの機能に軽微とはいえない支障を生じさせる上、遅滞なく補修することができないものであり、又はその数が著しく多く、しかも順次発現してシステムの稼働に支障が生じるような場合には、プログラムに欠陥（瑕疵）があるものといわなければならない。

東京地裁平成14年4月22日
N社 対 サンセキ

情報処理システムの開発に当たっては、作成したプログラムに不具合が生じることは不可避であり、プログラムに関する不具合は、納品及び検収等の過程における補修が当然に予定されているものというべきである。このような情報処理システム開発の特殊性に照らすと、システム開発の途中で発生したシステムの不具合はシステムの瑕疵には当たらず、システムの納品及び検収後についても、注文者から不具合が発生したとの指摘を受けた後、請負人が遅滞なく補修を終えるか、注文者と協議した上で相当な代替措置を講じたと認められるときは、システムの瑕疵には当たらないものと解するのが相当である。

参考資料【争点4 原告の協力義務違反の有無】

協力義務違反／PM義務違反が認められた事例

東京地裁平成16年3月10日

国民健康保険組合事件

被告は、システム開発の専門業者として、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書に従って、これらに記載されたシステムを構築し、段階的稼働の合意のとおり納入期限までに、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものである。…被告は、注文者である原告国保のシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない原告国保によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告国保に働きかける義務（以下、これらの義務を「プロジェクトマネジメント義務」という。）を負っていたというべきである。

本件電算システム開発契約は、いわゆるオーダーメイドのシステム開発契約であるところ、このようなオーダーメイドのシステム開発契約では、受託者（ベンダー）のみではシステムを完成させることはできないのであって、委託者（ユーザー）が開発過程において、内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上、どのような機能を要望するのかを明確に受託者に伝え、受託者とともに、要望する機能について検討して、最終的に機能を決定し、さらに、画面や帳票を決定し、成果物の検収をするなどの役割を分担することが必要である。…したがって、原告国保は、本件電算システムの開発過程において、資料等の提供その他本件電算システム開発のために必要な協力を被告から求められた場合、これに応じて必要な協力を行うべき契約上の義務（以下「協力義務」という。）を負っていたというべきである。

原告国保は、前記認定のとおり、被告から解決を求められた懸案事項を目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかったところがあるといえる。被告は、原告国保に対し、システム連絡会議やシステム開発進捗会議等において、懸案事項の解決の遅れが原因で開発作業が遅延していることを説明し、目標期限までの解決を促していたものであるから、この点について、被告は適切なプロジェクトマネジメントを行っていたといえることができ、原告国保の意思決定の遅延は、開発作業の遅れの一因であると認められる。

しかし他方、被告についてみると、被告も、被告や被告が主体のチームの懸案事項を、自ら設定した目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかったところがあるといえる。また、被告において技術面の検討作業が遅延したり、被告担当者間のコミュニケーション不足等が原因で、被告担当者の一部が原告国保の決定事項等を把握していないなどといったこともあったものと認められ、これら被告の事情も、原告国保の意思決定の遅延と相まって、開発作業の遅延の一因を成すものと認められる。

そして、前記のとおり、原告国保は、懸案事項の解決が遅延し、開発作業の遅れの一因を作ったものであるが、被告も、開発作業の遅れの一因を作るなど、システム開発受託者として行うべき役割を怠った点があり、それらの内容、程度等前記認定の一切の事情を斟酌すれば、被告に生じた損害について、6割の過失相殺（類推適用）をするのが相当である。

参考資料【争点4 原告の協力義務違反の有無】

協力義務違反が認められた事例

東京地裁平成9年9月24日

原告：コンピューターシステムの販売会社、被告：図書教材の販売等を行う会社

1 証拠（後掲各証拠、証人杉本健三、被告代表者本人）及び弁論の全趣旨によれば以下の事実が認められる。

(一) ソフトも含めた本件システムの被告への納入予定日は、平成三年三月であった（甲九、乙一）。そのため、原告と被告との間では、平成三年一月から二月にかけてプログラム作成のための打ち合わせを行い、三月から五月にかけて登録作業、五月から六月にかけてテストラン等を行って、六月下旬ころから、本件システムを本稼働させることとなっていた（甲八）。

(二) しかし、原告は、被告に対して、プログラム作成のための打ち合わせをせず、本件システムのソフトについての打ち合わせが行われたのが、平成三年三月二九日であった（甲一）。その際、原告は被告に対し、プログラム作成の打ち合わせを四月一五日までに終え、その後六月末にかけてプログラム作成を行い、並行して五月二〇日から六月末にかけて登録作業も行い、七月からテストラン等を行って、八月から、本件システムを本稼働させることを提案した（甲九）しかしながら、四月は、新学期のため、教材会社の被告がもっとも多忙な時期であり、プログラム作成の打ち合わせを四月一五日までに終えるのは無理なため、被告代表者は右提案を受入れなかった。

(三) 原告は、平成三年四月中旬ころ、本件システムのマシンをIBMから入荷し、同年八月二七日に被告事務所に納品するまでの間、ソフト（プログラム）開発のために原告の新潟営業所に右マシンを置いていた。このころ、被告代表者が原告社員に対し、感情的な態度を採ったため、被告代表者を怖れた原告社員は、被告代表者をことさらに避けて、被告社員との間で、プログラム作成のための打ち合わせを行い、平成三年六月中旬ころまでに、不完全ながらも一応のプログラムを完成した。

2 おもうに、原告は、コンピューター関係の専門企業として、顧客である被告から提供された資料及び聴取等の結果に基き、本件システムの導入目的に適合したプログラムを作成すべき信義則上の義務を負担するものといえる。ところが、右1で認定した事実によれば、四月が教材会社である被告にとって最も多忙な時期であるため、プログラム作成のための打ち合わせをそれまでに終了させておくべき必要性があったにもかかわらず、これを行わなかった原告には非があるものといえる。

しかしながら、被告の主張どおり、平成四年四月に旧システムから本件システムへの切り替えが予定されていたとするならば、被告も一つの企業体として事業を行い、その事業のために本件システムを導入する以上、自らも、積極的に原告との打ち合わせに応じ、平成四年四月の本件システムへの切り替えにむけて原告に協力すべき信義則上の義務を負担しているものといえる。

にもかかわらず、右1で認定した事実によれば、平成三年四月以降の被告代表者の原告に対する対応（特に、登録作業の不実施）は、必ずしも好ましいものとはいえず、このことが、本件システムの本稼働へむけてのスケジュールを遅滞させた一因となっていることは否定できないのであるから、仮に、被告が主張するように、平成四年四月の本件システムへの切り替えが不可能な事態となっていたとしても、そのことを理由として本件システムについての契約を解除することは認められないものといえる。

参考資料【争点4 原告の協力義務違反の有無】

協力義務違反が認められた事例

東京高裁令和2年1月16日 ※ 第1審は東京地裁平成31年3月26日
TOKAIホールディングス（一番原告） 対 日立ソリューションズ事件（一番被告）

（ア）本件一番被告業務の納期は原個別契約4及び本件変更覚書により平成23年3月24日と定められていたが、一番被告が同日までに基本設計を完了することができなかったことは、前記前提事実のとおりである。

（イ）そして、前記認定事実によれば、現行システムは、TCOMとTNCという2つのシステムからなり、…一番原告と一番被告との間でコアシステムをどのようなものとし、TCOMとTNCのうちどの部分をどのように個別化し、どのような画面構成とするかについて合意ができておらず、一番被告としては、この点について、一番原告から更に具体的な仕様が示されなければ、基本設計工程を進めることができない状態にあったと認められる。

（ウ）しかし、前記認定事実によれば、一番被告が新要件定義書1.0に基づいて進めた開発の成果物について、一番原告のカスタマ部門から種々の指摘がされたのに対して、一番原告の情報システム部門はこれらの要求を特に整理することはなく、そのため、一番被告はTCOM及びTNCの現行システムをそのまま維持する形で基本設計を進めるほかなく、一番原告からは、コアシステムをどのようなものとし、TCOMとTNCのうちどの部分をどのように個別化し、どのような画面構成とするかについて、具体的な仕様は示されなかったことが認められる。さらに、これ以外の点についても、新要件定義書1.0においては、一番原告の要求により新たにTNC債権管理機能が要件として記載されたこと、新要件定義書1.0の完成後、一番原告は統計・カスタマツールの機能を汎用管理台帳の形でシステムに組み込むよう要求し、そのため、一番被告は新要件定義書1.0で整理した業務フローを見直す作業をせざるを得なくなり、その結果、作成済みの基本設計書の全ての項目の見直しを行い、基本設計工程が大きく停滞したこと、また、一番原告が示した上記業務フローについては内容が確定していないものがあつたため、これを整理して取り込む新要件定義書1.1の作成作業を行ったこと、さらに、一番原告は、コアシステムを第3のシステムとして構築することを求めたため、一番被告は一定の協力をせざるを得ず、作業が混乱したこと、平成22年11月・12月の段階でキャリア提供ADSLサービスの精査作業を行ったところ、それまで提出を受けていた資料が古いものであつたことが判明し、一番被告は作成済みの基本設計書についても項目面の見直しをせざるを得なくなったこと、一番被告は、一番原告から、サービス項目精査の作業をすることを求められ、これに対応するため、画面設計が一旦中断したこと、以上の事実が認められる。

（エ）以上の事情によれば、前記（ウ）において説示した一番原告の要求ないし対応のため、一番被告は、本来行うべき作業が遅滞し、また、基本設計の作業を進めることができず、その結果として、本件システムに係る基本設計の作業を定められた納期に合わせて進めることができなかったというべきであり、本件一番被告業務の履行遅滞について、一番被告の責めに帰すべき事由によるものではなかったと認められる。

参考資料【争点5 本件各個別契約を解除することができる範囲】

平成8年判決

最高裁判所平成8年1月12日第三小法廷判決

- 同一当事者間で締結された二個以上の契約のうち一の契約の債務不履行を理由に他の契約を解除することができる場合
- いわゆるリゾートマンションの売買契約と同時にスポーツクラブ会員権契約が締結された場合にその要素たる債務である屋内プールの完成の遅延を理由として買主が右売買契約を民法五四一条により解除することができることとされた事例

1 前記一4（一）の事実によれば、本件クラブにあっては、既に完成しているテニスコート等の外に、その主要な施設として、屋外プールとは異なり四季を通じて使用の可能である屋内温水プールを平成四年九月末ないしこれからそれほど遅れない相当な時期までに完成することが予定されていたことが明らかであり、これを利用し得ることが会員の重要な権利内容となっていたものというべきであるから、被上告人が右の時期までに屋内プールを完成して上告人らの利用に供することは、本件会員権契約においては、単なる付随的義務ではなく、要素たる債務の一部であったといわなければならない。

2 前記一3の事実によれば、本件マンションの区分所有権を買い受けるときは必ず本件クラブに入会しなければならず、これを他に譲渡したときは本件クラブの会員たる地位を失うのであって、本件マンションの区分所有権の得喪と本件クラブの会員たる地位の得喪とは密接に関連付けられている。すなわち、被上告人は、両者がその帰属を異にすることを許容しておらず、本件マンションの区分所有権を買い受け、本件クラブに入会する者は、これを容認して被上告人との間に契約を締結しているのである。

このように同一当事者間の債権債務関係がその形式は甲契約及び乙契約といった二個以上の契約から成る場合であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、甲契約又は乙契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合には、甲契約上の債務の不履行を理由に、その債権者が法定解除権の行使として甲契約と併せて乙契約をも解除することができるものと解するのが相当である。

3 これを本件について見ると、本件不動産は、屋内プールを含むスポーツ施設を利用することを主要な目的としたいわゆるリゾートマンションであり、前記の事実関係の下においては、上告人らは、本件不動産をそのような目的を持つ物件として購入したものであることがうかがわれ、被上告人による屋内プールの完成の遅延という本件会員権契約の要素たる債務の履行遅滞により、本件売買契約を締結した目的を達成することができなくなったものというべきであるから、本件売買契約においてその目的が表示されていたかどうかにかかわらず、右の履行遅滞を理由として民法五四一条により本件売買契約を解除することができるものと解するのが相当である。

したがって、上告人らが本件売買契約を解除することはできないとした原審の判断には法令の解釈適用を誤った違法があり、右違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、この点をいう論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、原審の確定した事実によれば、上告人らの請求を認容した第一審判決は正当として是認すべきものであって、被上告人の控訴を棄却すべきである。

参考資料【争点5 本件各個別契約を解除することができる範囲】

平成8年判決を引用して複数契約の解除を主張した事例

東京地裁平成31年3月20日

野村ホールディングス 対 日本IBM事件

原告野村HDは、最高裁判所平成8年11月12日第三小法廷判決（民集50巻10号2673頁。甲55）を引用し、本件システムの完成不能に伴い、少なくともWMの導入決定以後に締結された本件各個別契約（前記(1)のとおり、本件個別契約5～17と認められる。）については、履行不能を理由として解除し得るとも主張する（原告ら準備書面(28)・第2の1(1)イ・3～11頁）。

しかし、上記最高裁判決は、同一当事者間で締結された2個以上の契約のうち1の契約の債務不履行を理由に他の契約を解除し得る場合について判断したものであって、1の契約の債務不履行を理由に他の契約が債務不履行を来すことを判断したものとは解されない。

また、上記最高裁判決の下で、いずれかの債務不履行を理由としてその余の契約を解除し得るのは、社会通念上、いずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体として達成されないと認められる場合であると解される。これを本件個別契約5～17について検討すると、これらの各契約の共通の契約目的は、各契約の締結と履行の終了の積み重ねを通じて、順次段階的に達成されていくことが予定されたものであって（前記ア）、上記最高裁判決の事案のように、数個の契約の同時並行的な履行によって達成されることが予定されたものではない。しかも、上記最高裁判決の事案では、共通の契約目的を達成する上で必要な契約があらかじめ全て締結され、数個の契約上の債務の履行により契約目的が達成されることが法的に保障されていたのに対し、本件開発業務については、本件個別契約5～17を包含し、本件システムの完成やSTARと連携した稼働開始を直接の法的義務として約するような包括的契約もなく（前記(3)ア）、中止に備えたコンティンジェンシープランも想定される（前記前提事実(5)セ）など、契約ごとの段階的な契約目的を超えて、最終的な共通の契約目的が達成されることが法的に保障されていたものでもない。

以上によれば、上記最高裁判決は、本件とは事案を異にするというべきであるから、本件に引用するのは相当でない。

参考資料【争点5 本件各個別契約を解除することができる範囲】

平成8年判決を引用して複数契約の解除を主張した事例

東京地裁平成28年11月30日

原告：ジャパンスチールスグループ株式会社、被告：株式会社アイロベックス

原告が、被告との間で、原告の事務処理用コンピューター・ソフトウェアのシステム開発等に係る本件請負契約を締結するとともに、当該システムを作動させるためのソフトウェア及びハードウェア（本件物件）を被告から購入する旨の本件各売買契約を締結したが、同請負契約に基づく被告の債務の履行遅滞を理由に本件請負契約及び本件各売買契約を解除したなどとして、被告に対し、支払済みの請負報酬及び売買代金相当額並びに弁護士費用相当額等の支払を求め、また、原告に引き渡された本件物件の撤去を求めた（本訴）ところ、被告が、原告に対し、未払報酬等の支払を求めた（反訴）事案において、本件請負契約に基づく被告の債務には履行遅滞があったと認定した上で、同履行遅滞につき被告に帰責事由がなかったとは認められないとして、本件請負契約の解除を認めるとともに、同契約と密接に関連する本件各売買契約も併せて解除できるとしたが、本件物件の撤去義務が被告に発生すると認めべき事情は認められないなどとして、撤去請求を除く本訴請求を認容する一方、反訴請求を棄却した事例

同一当事者間の債権債務関係がその形式は2個以上の契約から成る場合であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、その各契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合には、そのうち一つの契約上の債務の不履行を理由に、その債権者が法定解除権の行使として当該契約と併せてその余の契約をも解除することができるものと解するのが相当である（最高裁平成8年（オ）第1056号同年11月12日第三小法廷判決・民集50巻10号2673頁参照）。

これを本件についてみるに、前記認定実〔編注：原文ママ〕によれば、原告は、本件各売買契約を締結して、本件新システムを動作させるためのソフトウェア及びハードウェアを購入したものであるところ、本件各売買契約の目的とするところは、本件新システムを開発して稼働させることを目的とする本件請負契約と密接に関連し、社会通念上、本件請負契約と本件各売買契約のいずれかが履行されるだけでは、本件新システムの稼働という目的が全体として達成されないと認められる。したがって、原告は、本件請負契約の履行遅滞を理由に、本件請負契約と併せて本件各売買契約をも解除することができるものというべきである。

原告は、平成25年4月26日、本件請負契約のみならず、本件各売買契約についても解除したものであるから、被告に対し、本件各売買契約の解除に伴う原状回復請求権（民法545条1項本文）に基づき、支払済みの売買代金合計367万5000円の返還と、うち210万円に対する平成23年11月10日から、うち157万5000円に対する平成24年1月10日から各支払済みまで年6分の割合による利息の支払（民法545条2項）を求めることができる（なお、争点5及び争点6のうち売買代金相当の367万5000円及びこれに対する平成25年4月27日から支払済みまでの遅延損害金の支払請求の可否については、判断を要しない。）。